

一般財団法人茨城県教職員互助会個人情報保護規程

(平成 18 年 2 月 21 日制定)

改正 平成 24 年 10 月 12 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人茨城県教職員互助会（以下「互助会」という。）が保有する個人情報の保護に関して互助会が遵守すべき義務その他個人情報の適正な取扱いについて基本となる事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに事業の適正な運営に資することを目的とする。

2 互助会が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 互助会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、次に掲げるもの又は 6 月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
 - ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損われるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 職員 互助会において現に使用される者で、賃金、給料等を支払われるものをいう。

第 2 章 個人情報の取得及び取扱い等

(利用目的の特定)

第 3 条 互助会は、個人情報を取り扱うに当たっては、業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定により特定された利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 前2項に規定する利用目的の特定及び変更の手続は、互助会が別に定める。

(利用目的による制限)

第4条 互助会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 所在不明その他やむを得ない理由により、本人から同意を得ることができないとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第5条 個人情報は、次の各号に掲げる場合を除き、直接本人から取得しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令に基づく場合

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要があるとき。

(5) 所在不明等により、本人から取得することができないとき。

(6) 国の機関又は地方公共団体から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 事務の性質上本人から取得したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

2 互助会は、法令に定めがある場合及び業務の適正な実施に必要不可欠な場合であって、その利用の目的(以下「利用目的」という。)を示して本人から取得する場合を除き、思想、信条及び信仰並びに人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。

3 互助会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 互助会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 互助会は、本人から直接書面に記載(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 互助会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより互助会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して互助会が協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(個人データの正確性の確保)

第 7 条 互助会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(職員等の責務)

第 8 条 次に掲げる者（以下「職員等」という。）は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 個人情報の取扱いに従事する互助会の役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者

(2) 次条第 1 項に規定する受託機関に従事する者又は従事していた者

(3) 次条第 2 項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

2 職員等は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

(外部委託)

第 9 条 個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を受託機関として選定しなければならない。

2 個人情報の取扱いを公益法人等への職員の派遣に関する取決め書等により派遣された職員に行わせる場合は、個人情報の適正な取扱いに関する事項を当該取決め書等に明記するものとする。

3 互助会は、受託機関に対し、個人情報の保護を図るため必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第 10 条 互助会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 互助会は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 互助会は、前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前 3 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 互助会が利用目的の達成に必要な範囲内において、第9条の規定に基づき個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 互助会の事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 互助会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表)

第11条 互助会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 当該保有個人データを保有している機関の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条、第13条第1項、第14条及び第15条の規定による求めに応じる手続並びに第18条に規定する費用負担の額
- (4) 第21条に規定する保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項

第3章 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正及び利用停止等

(保有個人データの利用目的の通知)

第12条 互助会は、本人又はその代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人が委任した代理人をいう。以下「本人等」という。）から、当該本人が識別される保有個人データ（以下「本人識別保有個人データ」という。）の利用目的の通知（第17条において「利用目的の通知」という。）を求められたときは、本人等に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定により本人識別保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合

(保有個人データの開示)

第13条 互助会は、本人等から、本人識別保有個人データの開示（本人識別保有個人データが存在しないときにはその旨を知らせることを含む。以下「開示」という。）を求められたときは、本人等に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 他の法令の規定により、本人等に対し、前項本文に規定する方法に相当する方法により本人識別保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第14条 互助会は、本人等から、本人識別保有個人データ（前条第1項の規定により開示

を受けたものに限る。次条第 1 項において同じ。) の内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

(利用停止等)

第 15 条 互助会は、本人等から、本人識別保有個人データが第 4 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 5 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条及び第 17 条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

2 互助会は、本人等から、本人識別保有個人データが第 10 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止(第 17 条において「第三者提供停止」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

(開示等の申出方法等)

第 16 条 第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条又は前条の規定の求めを行う者(次項及び次条において「開示等の申出者」という。)は、互助会に対して、個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止申出書(様式第 1 号。以下この条及び第 17 条において「開示等申出書」という。)を提出しなければならない。

2 開示等の申出者は、当該申出に係る保有個人データの本人等であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を開示等申出書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 互助会は、開示等申出書に不備があると認めるときは、当該申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示等の申出に対する決定通知)

第 17 条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から 30 日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。

ア 利用目的の通知 個人情報の利用目的通知書(様式第 2 号)

イ 開示 個人情報の開示決定通知書(様式第 2 号の 2)

ウ 訂正等 個人情報の訂正等決定通知書(様式第 2 号の 3)

エ 利用停止等又は第三者提供停止 個人情報の利用停止等(第三者提供停止)決定通知書(様式第 2 号の 4)

(2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。

- ア 利用目的を通知しない場合 個人情報の利用目的不通知決定通知書（様式第3号）
- イ 全部又は一部を開示しない場合 個人情報の不開示決定通知書（様式第4号）又は個人情報の一部開示決定通知書（様式第4号の2）
- ウ 全部又は一部を訂正等しない場合 個人情報の不訂正等決定通知書（様式第5号）又は個人情報の一部訂正等決定通知書（様式第5号の2）
- エ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 個人情報の利用等（第三者提供）不停止決定通知書（様式第6号）又は個人情報の一部利用停止等（第三者提供停止）決定通知書（様式第6号の2）

2 前項の規定にかかわらず、互助会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内（訂正等、利用停止等及び第三者提供停止にあっては、特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）に限り延長することができる。

この場合において、互助会は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（費用負担）

第18条 この規程の規定により互助会から保有個人データの写しの交付を受ける者は、財団法人茨城県教職員互助会理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるところにより、当該開示に係る費用を負担しなければならない。

第4章 個人情報保護の体制

（安全管理措置）

第19条 互助会は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、互助会に個人情報保護管理者（以下「情報管理者」という。）を置く。

2 情報管理者は、事務局長とする。

（情報管理者の義務）

第20条 情報管理者は、この規程に定められた個人情報の適正な管理及び運用等に関する事項を理解し、及び遵守するとともに、職員にこれを理解させ、及び遵守させるための研修、内部規程の整備、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

2 情報管理者は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、当該目的以外に使用し、又は使用させてはならない。

3 情報管理者は、個人情報の授受、保管及び廃棄について、これを適正に管理しなければならない。

（苦情処理）

第21条 情報管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下この条において「苦情」という。）の相談の受付等を行う窓口を設けるなどその他適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

2 苦情を受けた職員等は、苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を速やかに調査の上、その適切な措置について情報管理者と協議しなければならない。

3 苦情の処理結果については、苦情を申し出た者に対し、口頭又は文書により通知するものとする。

（事故報告）

第22条 情報管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損等の事故が発生した場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、理事長に報告するとともに、復旧のための必要な措置を講ずるものとする。

（研修の実施）

第23条 情報管理者は、職員等に対し、個人情報の保護に関する重要性を認識させ、この

規程等の周知徹底を図るため、研修を実施するものとする。

(報告の徴収)

第 24 条 理事長は、情報管理者に対して、この規程の実施の状況について適宜報告を求め
るものとする。

2 理事長は、この規程の実施の状況について是正が必要であると認めるときは、情報管理
者に是正を命ずるなど、個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

(監査の実施)

第 25 条 理事長は、監査責任者を任命し、個人情報保護に関する取扱い等の実施状況
について、監査を行うものとする。

第 5 章 その他

(補則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、互助会における個人情報の保護に関し必要な事項
は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条
第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立
の登記の日から施行する。